

徳島県産官学人材育成連携会議設置要項

平成24年12月1日制定

徳島大学
四国大学

(設置)

第1条 徳島大学及び四国大学は、文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」を、徳島地域において、徳島県内の経済団体並びに国及び県の関係機関（以下「産業界等」という。）と協働して推進するために、徳島県産官学人材育成連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 産業界等の人材ニーズの把握に関すること。
- (2) 産業界等の人材ニーズに対応した人材育成の取組に関すること。
- (3) 産官学連携によるキャリア教育プログラムの開発に関すること。
- (4) インターンシップの改善充実に関すること。
- (5) その他人材育成のための大学と産業界等との協力体制の構築に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島大学関係者 3人
- (2) 四国大学関係者 3人
- (3) 徳島県内経済団体関係者 5人
- (4) 厚生労働省徳島労働局関係者 1人
- (5) 徳島県商工労働観光部関係者 1人

2 前項第3号、第4号及び第5号の委員は、徳島大学長及び四国大学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 連携会議に議長を置き、第3条第1項第1号又は第2号の委員の中から連携会議において選任する。

2 議長は、連携会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(代理出席)

第6条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 連携会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 連携会議に専門的事項について調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、連携会議が別に定める。

(事務)

第9条 連携会議の事務は、徳島大学学務部学生支援課及び四国大学就職キャリア支援部キャリア教育支援課が共同して処理する。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、連携会議において行う。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、連携会議について必要な事項は、連携会議が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年12月1日から実施する。

2 この要項実施後最初に命じられ、又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。